

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

〔1・2 略〕

3 九一五・九 MHz 以上九二八・一 MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備

(一) 一の単位チャネル（中心周波数が九一六 MHz 以上九二八 MHz 以下の周波数のうち九一六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇 kHz のチャネルをいう。以下この号において同じ。）を使用するもの

周 波 数	空 中 線 電 力	備 考
〔略〕		
中心周波数が九二〇・六 MHz 以上九二八 MHz 以下の周波数であつて、九二〇・六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものにあつては、無線設備規則第四十九条の十四第七号ニただし書に掲げる条件に適合するものに限る。）	〔略〕	〔略〕

〔二〕(五) 略

〔4・5 略〕

〔二〕(十三) 略

改正前

一 〔同上〕

〔1・2 同上〕

3 〔同上〕

(一) 同上

周 波 数	空 中 線 電 力	備 考
〔同上〕		
中心周波数が九二〇・六 MHz 以上九二八 MHz 以下の周波数であつて、九二〇・六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行うものに限る。）	〔同上〕	〔同上〕

〔二〕(五) 同上

〔4・5 同上〕

〔二〕(十三) 同上

備考 表中の「 〱 」の記載は注記である。